

瀬戸市訓令第3号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように
改正する。

令和元年6月19日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第1（第4条—第6条関係） 1及び2 <省略> 3 財務関係						別表第1（第4条—第6条関係） 1及び2 <省略> 3 財務関係							
決裁区分 決裁事項		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁区分 決裁事項		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>						<省略>							
寄附 の 収受	金銭	<u>重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>			行政管理部 長合議	寄附 の 収受	金銭	<u>全額</u>				行政管理部 長合議
	金銭以外	<u>重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>			行政管理部 長合議		金銭以外	<u>全件</u>				行政管理部 長合議
<省略>						<省略>							

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。